

## 通達 133/2016/TT-BTC 中小企業向けのベトナム会計システムの案内

2016年8月26日財務省は通達 133/2016/TT-BTC 中小企業向けのベトナム会計システムに関する案内を交付した。それは、2006年9月14日付の決定書第48号 2006/QĐ-BTC や 2011年10月4日財務省より交付された通達第138号 2011/TT-BTC に取って代わる。この通達は2017年1月1日から始まる会計年度から有効になる。よってそれに伴う留意事項は以下のとおりである。

### 1. 会計伝票と会計帳簿

- 会計伝票は一定の書式がある（強制ではない）。企業は事業の特性や経営上の必要性に応じ合致するよう会計伝票のデザインのパターンがある程度決まっている。しかしながら、その内容や情報は会計に関する法やその法令に関する文書の規制に従わなければならない。
- 会計帳簿の形式（勘定元帳や仕訳帳の形式も含む）は一定の書式がある（これも強制ではない）。この場合も、会計に関する法律や、その案内文書の規制に従わなければならない。企業は事業特性や経営上の必要性に応じ帳簿の形式を決めることができるが、掲示される情報は適切かつ、明瞭に、監査または統制されやすいものでなければならない。
- 企業が帳簿の形式を決められない場合、財務省の案内の元、テンプレートを申し込むことができる。

### 2. 会計原理と商取引に関する文書記録

- この通達は会計原理のみの記述となる。
- 商取引に関する文書記録に関する詳細な案内はないため、企業は登記と譲渡伝票を合わせ、財務諸表の正確さを証明するよう記帳を行わなければならない。
- 企業は会計システムの必要性に応じた外貨を選択できる。
- 企業は卸伝票に関わらず、内部取引からの歳入も記録の是非を選択することができる。

**留意:** 我々のニュースレターは法理的責任を拘束するものではない。ニュースレターの内容は、現在の話題しか含まないので、専門的なコンサルティングを構成するものではない。公文書のフォームでの文書は参考としての文書でしかない。

- 企業は企業から受け取った負債や株式としての資本総額を親会社と同じシステムで記録している可能性がある場合、それを規制する。
- 企業は換金性の高いものから順序を並べること、流動資産と固定資産の分類をすることに関して企業は財務諸表の形式を選択することができる。

### 3. 通達133/2016/TT-BTCの会計システムの変更と決定書48/2006/QĐ-BTCの比較

- 担保、抵当権、短期または長期預金は1386条の「担保、抵当権、預金」にまとめる。
- すべての引当金は229条、「口座」にまとめる
- 短期または長期の前払いは242条、「前払い」にまとめる
- 311条、315条、341条の「口座」に関する条項は341条の「口座、借用、資本リース」にまとめる。
- 短期預金や長期預金の受領書は3386条「受領書と預金」にまとめる。
- 136条内部受領に関する136条の追加
- 411条の名称を「資本拋出」に変更
- 1113条、1123条、171条、311条、315条、521条や貸借対照表に関する条項の削除

### 4. 会計帳簿の差引残高の変更

- 金、銀、貴金属や貴石に関し、1113条、または1123条により規定されていたのが、152条に移行となった。在庫に関しは155条、完成品に関しては、金、銀、在庫に分類される貴石などの商品は2288条に規定され、在庫に分類されないこれらの貴金石などのほかの投資は156条により規定される。
- 債権の差引残高、財務省短期証券や約束手形で満期があるもの、また売買裁定取引を通じた利潤追求の目的の売買の目的でないものは121条に移行される。短期財務投資は128条へ、満期のある投資は1288条になる。
- 差引残高に関する条項142条、短期前払いは242条「前払い」に移行される。

**留意:** 我々のニュースレターは法理的責任を拘束するものではない。ニュースレターの内容は、現在の話題しか含まないので、専門的なコンサルティングを構成するものではない。公文書のフォームでの文書は参考としての文書でしかない。

- 差引残高に関する条項 1388 条、短期の担保、抵当権、預金について、また 244 条長期の担保、抵当権、預金は 1386 条に移行される。
- 差引残高に関する条項 159 条、229 条、引当金に関する条項は資産の平価切下げに関する条項 229 条に移行された。（詳細は引当金の第 2 項にある。）
- 差引残高に関する条項 311 条、短期借用について、当期支払い分に暗する条項 3411 条、長期借用に関する条項や 3412 条、長期買掛金に関する条項は借用や資本リースに関して記載されてある 341 条に移行される。
- 3414 条、長期担保、抵当権の受領書に関する条項は 3386 条、担保、抵当権、預金の受領書に関する条項に移行される
- 通常操業における固定資産（技術的な必要性に応じ、定期的に修繕が必要とされている固定資産）の修繕、維持、にかかった費用の総額の見越し項目や環境修復の費用、用地の修繕やそれに類似した費用は 335 条や見越し項目に関する項目 352 条、引当金の売掛金に関する項目に移行される。

## 5. 遡及に関する項目

- 企業が不動産価値を上げるための不動産投資を行った場合、その不動産の減価償却の算出を続けて行はしない。また、遡った期間での償却費用は遡及しない。
- 企業はこの通達と、2006 年 9 月 14 日付財務省による決定第 48 条 2006/QD-BTC 会計システムの変更の理由についての条項における変化点における指標のため、財務諸表における比較対象の情報を報告する。

**留意:** 我々のニュースレターは法理的責任を拘束するものではない。ニュースレターの内容は、現在の話題しか含まないので、専門的なコンサルティングを構成するものではない。公文書のフォームでの文書は参考としての文書でしかない。

**Crowe Horwath Vietnam** はベトナムでの中程規模の市場で有数の監査・コンサルティング法人です。Crowe Horwath Vietnam は、ベトナムでは近年、何百の顧客の事業活動を支えてきた実績を誇っています。Crowe Horwath Vietnam は会計および監査ネットワークについて世界で第 9 位及びアジア・太平洋で第 6 位を持っているクロウホース・インターナショナルの公式なメンバーです。我々の国際ネットワークは全世界 120 カ国以上で社の 200 独立した会計及びコンサルタントを覆います。



### 監査

現在の監査サービスの供給者が監査結果を正しいかどうか

もっとみる。



### アドバイザー業務

会社の将来のため、最高の意思決定をしていますか

もっとみる。



### 税務業務

貴社にとって法人税の支払は本当に効果がありますか

もっとみる。



### リスク・コンサルティング

リスク管理の現行基準を満たすまたは超すことができますか

もっとみる。



### 会計業務

規定遵守及び責任の複雑に対面する時、案内が必要ですか

もっとみる。



### 日本人専門家によるサポートサービス

日系企業として貴社はベトナムにおいて、会社の活動を設立・運営できるため、サポートが必要ですか

もっとみる。



### 給与計算業務

規定遵守及び責任の複雑に対面する時、案内が必要ですか

もっとみる。



### 転移価格サービス

貴社の従業員が転移価格に関する業務を十分に把握できていないので、貴社へ転移価格に関する規定の遵守をサポートできるように信頼的な第三者が必要だ

もっとみる。



### ニュースレター — 無料

Crowe Horwath Vietnam では我々の専門的知識で共同への経済社会の発展価値を作りたく、法律ニュースが普及したいと思います。我々は無料で弊社の内容に関心する方に効率的に更新を提供するため、ニュースレターサービスへの継続的に人材及び施設のリソースを投資している

もっとみる。